

信濃の介護保険

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内
TEL：026-238-1555 (直通)
TEL：026-238-1580 (苦情専用)
TEL：026-238-1583 (障害者総合支援専用)
FAX：026-238-1581
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp
URL：http://www.kokuho-nagano.or.jp

1 新規指定介護保険事業者研修会について（延期）

新規指定介護保険事業者を対象とした研修会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため当分の間開催を見送ります。請求事務について不明な点がありましたら、本会介護保険課審査支払係までお問い合わせください。

また、研修会資料について希望者へ送付いたしますので、必要な場合はご連絡ください。

開催の目途が立ちましたらこの通知にてお知らせします。本会ホームページに毎月掲載しておりますのでご確認ください。

(掲載場所：長野県国保連合会ホームページ>介護事業所等のみなさまへ>信濃の介護保険)

2 令和2年4月末～ゴールデンウィーク等のお問い合わせについて

先月発行の「信濃の介護保険 Vol.70」でお知らせしましたとおり、令和2年4月28日(火)～令和2年5月6日(水)(時間未定)まで、本会では本会使用システムの新システムへの移行作業を行うため、各種データの閲覧及び通知の出力等ができません。このため令和2年4月審査分の返戻通知等送付日及びお問い合わせ方法について以下のとおりとさせていただきますのでご協力をお願いいたします。

<令和2年4月審査分の返戻通知等送付日>

- 伝送請求事業所・・・4月27日(月)夕方送信予定
- 磁気媒体・帳票請求事業所・・・4月28日(火)発送予定

<お問い合わせ方法等>

○返戻通知等の内容のお問い合わせ

返戻通知等の内容で問い合わせが必要な場合は、本会ホームページに掲載の「介護給付費請求明細書及び支払額等に関する照会票」を本会介護保険課まで郵送又はFAXにて送付してください。

返戻通知等到達後1日(金)までにお電話でお問い合わせいただいた場合、一般的な回答は可能ですが、個々の事例の詳細な回答はできません。6日(水)に移行作業が終了し、新システムが使用可能になりましたら照会票の受付順に回答を行う予定としています。

○縦覧審査確認表等についてのお問い合わせ

5月1日(金)に送付します介護給付費縦覧審査確認表等、縦覧審査に関わるお問い合わせも、上記返戻通知等と同様「介護給付費請求明細書及び支払額等に関する照会票」でFAXにてお問い合わせください。このとき照会票の照会内容欄に「縦覧審査」と明記をお願いいたします。

縦覧審査業務は7日(木)から開始いたしますので、7日以降照会票の受付順に対応を行う予定です。

○5月請求分の伝送状況確認のお問い合わせ(インターネット請求)

請求受付期間中は通常どおり請求データの送信を行っていただけますが、本会では移行作業終了後でないこと確認が出来ませんので、お問い合わせは6日(水)午後以降にお願いします。

※7日(木)以降についても電話が繋がらない事が想定されますので、照会票でのお問合せにご協力願います。返戻通知等の問い合わせ以外についても、上記期間中は対応できかねますのでご了承願います。

3 令和2年5月請求分の受付日程について

令和2年5月請求分の本会受付業務について、下記のとおり予定しております。

5月請求分受付日程		4月30日 (木)	5月1日 (金)	2日 (土)	3日 (日)	4日 (月)	5日 (火)	6日 (水)	7日 (木)	8日 (金)	9日 (土)	10日 (日)
請求 方法	インターネット伝送 (24時間受付)	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	郵送・宅急便	×	○	△※1	△※1	△※1	△※1	△※1 ※4	○	○	○	○
	持参 (2～6日は閉館)	×	○※2	×	×	×	×	×	○※2	○※2	○※3	○※3

- ※1 2～6日は閉館のため、受け取りは7日以降
- ※2 受付場所：5階介護保険課 受付時間：午前8時30分～午後5時
- ※3 受付場所：1階受付会場 受付時間：午前8時30分～午後4時30分
- ※4 職員は出勤していますが受付業務は行いません（会館が閉館のため）

4 本会より送付する通知文書等について

標記について、本会より事業所へ送付している「介護給付費等支払決定額通知書」や「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」、「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」等の文書は、確定申告や県等への報告に使用される重要な書類です。

事業所より紛失した等のご連絡をいただいた場合には、文書の再発行の依頼をいただき再発行しておりますが、郵送料をいただく事もありますので紛失されることのないよう大切に保管をお願いいたします。

なお、インターネット請求をされている事業所においては、電子請求受付システムでの掲載期間は以下のとおりとなります。それぞれの事業所でお使いの請求ソフト等によって、また文書等の種類によって取得方法は異なりますが、電子請求受付システムの掲載期間を過ぎた通知文書等は、再取得が出来なくなりますので注意してください。

【電子請求受付システムの掲載期間】

○通知文書（「介護給付費等支払決定額通知書」「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」等）

通知文書の状況	通知文書の取得可能期間
[完了]	事業所がすべての通知文書を取得して、状況が[完了]となった日から 90日以内 です。
上記以外（未取得など）	取得可能期間の制限はありません。

○連絡文書（「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」等）

連絡文書の状況	連絡文書の取得可能期間
[既読]	既読状態となった日から90日以内 、又は登録日より1年6か月までです。
[未読]	登録日より1年6ヶ月まで。

※文書の状況は、電子請求受付システムから直接取得、又はそれぞれの事業所でお使いの請求ソフト等で取得すると [完了] や [既読] に変わります。取得可能期間中にパソコン内に保存するなどの対応をお願いします。

令和2年4月審査分の支払日は5月29日（金）、令和2年5月審査分の締め切りは5月10日（日）です。
 なお、5月9日（土）及び5月10日（日）は長野県自治会館1階で8:30～16:30まで受付を行います。
※来会される方はマスクの着用をお願いします
 4月審査分の返戻通知等の送信日は4月27日（月）夕方、発送日は4月28日（火）を予定しております。